

平成23年6月30日以降に終了する事業年度の法人税の申告に

電子申告を利用する場合の注意点

平成23年6月30日以後終了事業年度の法人税申告で改訂された別表について、申告上の注意点がございます。現在、国税電子申告システム e-Tax は改訂後の帳票に未対応となっています。

そのため、改訂のあった別表が国税電子申告システム e-Tax で受付可能となるまでの間は、「既存の別表を読替表に従って所要の読み替えを行った上で送信」又は「書面による提出・郵送」が必要となります。

電子申告システムをご利用になる場合は、送付する別表によって(1)、(2)の送信方法を選択の上、作業を行って下さい。

(1) 読替表で所要の読み替えを行い送信する場合（新規に設けられた別表での申告がない場合）

電子申告での送信が可能です。

[880]電子申告システムが平成23年6月30日以後終了事業年度版に対応していない為、国税庁の読替表に従い、既存の別表の読み替えを行った上で電子申告送信を行って下さい。読替表は、国税庁ホームページより参照をお願いします。

(2) 改訂に伴い新規に設けられた別表での申告がある場合

電子申告での送信は行えません。

郵送又は税務署へ提出をお願いします。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/hojin/sanko/1239_23/index.htm